

平成 28 年 9 月 7 日

公益社団法人 日本薬学会
第三者確認委員会 御中

一般社団法人 日本保険薬局協会

改善すべき点等についての回答

平成 28 年 9 月 5 日にご指摘いただいた改善すべき点及び疑義について回答申し上げます。
下記の書類をご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

- ・ 回答書 (4 ページ)
- ・ 別添 1 健康サポート薬局に係る研修実施要領
- ・ 別添 2 修了証

各 1 部

以 上

平成 28 年 9 月 5 日付貴会発出の「改善すべき点等」について、回答申し上げます。

今般の貴会文書においては、前回 8 月 10 日付貴会文書の指摘事項に新たに加える形で改善すべき点として実施要綱の改正要求二点、併せて「照会事項」一点、計三点、二種類のご指摘がありました。

それぞれについて別紙のように回答させていただきます。

なお、今回の回答においても本回答を実施要領の「付属文書」とする位置づけで作成しております。

累次にわたるご指摘に改めて深く感謝申し上げますとともに、本文書ご査収の程、よろしく願い申し上げます。

平成 28 年 9 月 7 日

一般社団法人日本保険薬局協会 中村 勝



回答責任者 皆川 尚史(健康サポート薬局統括)

(改善すべき点)

1. 集合研修においては、研修を理解している責任者を置き、実地に監督する体制を整えてください。

(回答) 別添改正実施要領 2.1.3 をご確認ください。

2.1.3 研修の形態

技能習得型研修は、講義および演習により行うものとする。演習は、スモールグループディスカッションなど受講者の参加型演習とする。技能習得型研修Ⅲは、受講者を地域ごとにグループ分けを行い実施する。知識習得型研修は、講義又は e-ラーニングにより行う。技能習得型研修及び知識習得型研修の運営に関する責任体制を明確にするとともに、集合研修を行う際には会場ごとに責任者を置き、研修現場における監督体制を整備する。

2. 研修修了証の記載項目には、「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」の研修受講都道府県名を明記してください。

(回答) 別添改正実施要領 3.1.6 をご確認ください。なお、研修終了証の見本を合わせて別添いたします。

3.1.6 研修修了証の記載事項

研修修了証には、研修修了者の氏名、薬剤師名簿登録番号、研修修了登録番号、生年月日、研修実施機関名、研修修了証の発行日、研修修了証の有効期限、「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」の研修受講都道府県名を記載する。研修修了証を再発行した場合は、最初の研修修了証の発行日、再発行日を記載する。

(照会事項)

「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」(平成28年2月12日薬生発0212第8号)の2(5)その他②には、「別紙1「技能修得型研修」の「3. 地域包括ケアシステムにおける現状と薬剤師の対応」の研修については、研修受講者は、自らが勤務等する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること。」と記載されています。

しかし、8月19日付けの回答では、「11. 勤務地が変更した場合の受講ルールを記載してください。」に対し、「都道府県を超えて勤務地に変更があった場合は、受講者の求めに応じ、当該地域における「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」におけるワークシートを成果物として提出させ、その内容を健康サポート薬局研修企画委員会にて判断し、当該地域に係る研修終了者として記録追加を行うことといたします。」とあります。

ワークシートの作成だけでは、研修を受講したことにはならないと考えられますが、いかがでしょうか。

(回答)

行政組織の制定する法令、ないしはそれに基づく通知等は、あらゆる事象、事態を想定し対応が規定されることが望ましいものの、現実には解釈の余地が残り、また、現場等の実態に基づいた対応を求めざるを得ないことが多々あることはご案内の通りです。今回、貴会が引用した薬生発0212第8号2(5)②「…薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること。」についても、地域ごとに内容の異なる研修を行うことが困難なことから、便宜、都道府県単位で研修内容を構成することが許されております。すでに実施されている集合研修の例では、同一の都道府県ながら当該薬局が所在する地域とは異なる地域で就業する講師から当該薬局の現状とは異なる内容の話聞くことでも良しとされており、要綱規定を形式的に適用できない例の典型となっております。

今回のご指摘のような「勤務地変更の場合のルール」についても、国の実施要綱では明記されていない事例であり、貴会ご指摘の貴薬生発0212第8号2(5)②がそのまま適用されるかは明確ではありません。その上で、前回、貴会より研修実施機関としての当会に対しその考え方を示すようにとの要請があったものと考えます。

国の要綱で定められている本来の研修と6年間という有効期間、4年目から6年目までの修了証書有効期間延長のための再履修という枠組みの下、地域包括ケアに係る研修という特殊な内容を踏まえ、以下のように熟慮したうえ、前回の回答、「ワークシートを成果物として提出させ、その内容を健康サポート薬局研修企画委員会にて判断し、当該地域に係る研修終了者として記録追加を行うことといたします。」とした次第です。

地域包括ケアは、厚生労働省担当部局の幹部が再三明言しているように、「制度やサービスではなく、地域において実践が形作る（医療や介護）資源、人材のネットワークであり、そのマネジメント形成のプロセス」です。このため、地域ごとに異なる「ご当地システム」ともいわれ、研修において何より重視しなければならないのは、こうしたプロセスに薬剤師としていかに関わっていくかという方法論であり、薬剤師としての身の処し方を学び、その能力を向上させていくことです。こうしたコアとなる能力を開発し、定期的な再履修でその能力を向上させていくことができれば、婚姻や転勤等の事由により都道府県を超えての就業場所の変更があっても、地域の情報をもとに自らの位置を改めて確認し、当該地域のマネジメントプロセスにかかわっていくことが十分可能であると思料し、再履修の間まではワークシート提出を求め、審査のうえ、記録追加をすることとした次第です。

なお、ワークシートは、①当該地域事例検索、②当該地域事例調査、③当該地域医療、介護、保健・福祉サービス資源体系整理、④多職種連携紹介シート（連携機関向け、患者・家族向け）の作成等としておりますが、これらに加え地域の特性に基づくマネジメントプロセスへのかかわり方をシミュレーションしていただくペーパーを求めることとし、貴会がご懸念されることのないような状況を作りたいと考えております。

以上のように、現場の薬剤師に対する信頼を基に、実質的に機能するよう研修の仕組みを構築しておりますことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

健康サポート薬局に係る研修実施要領

1. 実施体制

1.1 研修事業の目的・構想

1.1.1 目的と構想

平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」（「健康拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）の内容を踏まえ、健康サポート薬局に係る研修（以下本研修）の実施要領を定める。

健康サポート機能を有する薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局として以下の基本機能を備えることが必要である。①服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②24時間対応、在宅対応、③かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化である。その中で健康サポート機能を有する薬局には、一定の研修を修了したかかりつけ薬剤師が常駐し、当該薬剤師が、④一般用医薬品や健康食品等の適切な使用に関する助言や、⑤健康の維持・推進に関する相談応需、⑥適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施し、地域包括ケアシステムに対応できることが求められる。本研修は、こうした、健康サポート機能を発揮するかかりつけ薬剤師の資質を確保するために、一般社団法人日本保険薬局協会が実施するものである。

1.2 研修事業の実施機関（組織・運営）

一般社団法人日本保険薬局協会

1.2.1 実施機関の性格

一般社団法人日本保険薬局協会は、安全性、利便性、経済性のキーワードの基に、国民の利益を再優先に考える保険薬局の役割を明確にするため、国民の視点に立った保険薬局の育成、関連情報と業務の効率化及びそれらに付随する各種基盤整備等を行い、真に国民から信頼と満足が得られる保険薬局の実現に寄与するための活動を行うものである。

設立年月日：平成16年4月27日

1.2.2 運営の責任体制

一般社団法人日本保険薬局協会会長を運営責任者とする。

1.2.3 個人情報保護

プライバシーポリシー

- ・日本保険薬局協会（以下当協会）は、本人から個人情報を収集する場合、収集目的を明らかにし、同意を求めるものとする。また、収集目的以外に利用することとはなく、本人の同意なく第三者に個人情報を提供することはない。
- ・当協会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに必要な是正処置を講じる。
- ・当協会は、個人情報の保護に関する法律や関連法規、及びその他の規範を遵守する。
- ・当協会は、個人情報の取り扱いについて法律や環境の変化あるいは組織の変化に応じて、コンプライアンス・プログラムを見直す。
- ・問い合わせ先

東京都中央区八重洲 2-2-10 八重洲名古屋ビル 8 階

日本保険薬局協会事務局 個人情報保護相談窓口 03-3243-1075

メールでのお問い合わせ info@nippon-pa.org

©プライバシーポリシーは、当協会ホームページに明示する。

1.2.4 運営に関する広報

健康サポート薬局に係る研修実施要領等は、日本保険薬局協会ホームページに公開する。日本保険薬局協会が実施する他の研修会等と誤認されるような案内はしない。

1.2.5 受講経費

本研修の受講料は無料とする。

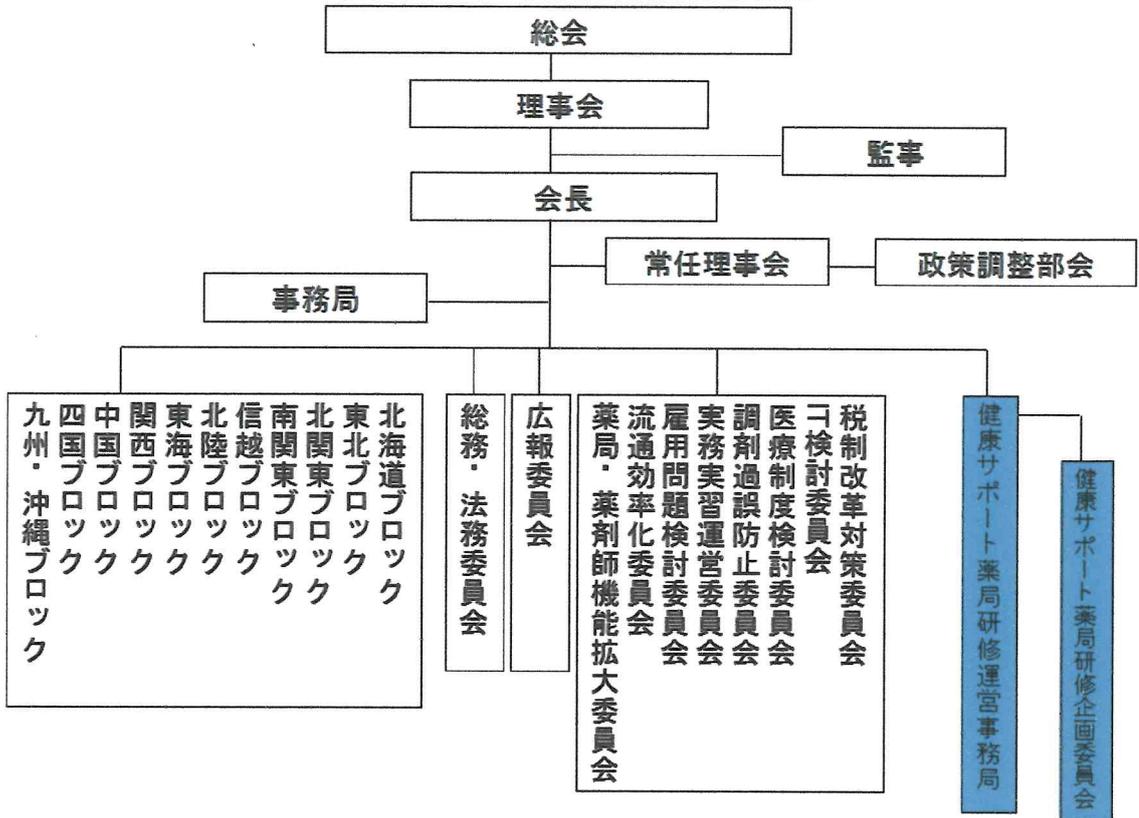
1.3 研修事業の全体像（方針・体制等）

1.3.1 企画決定機関

日本保険薬局協会内に、常設の健康サポート薬局研修運営事務局及び健康サポート薬局研修企画委員会を設置し、研修内容の企画、検討、研修実施計画の作成及び研修事業の運営等を行う。

健康サポート薬局運営事務局及び健康サポート薬局研修企画委員会の構成員等は別途定める。

一般社団法人日本保険薬局協会組織図



1.3.2 研修事業実施上の諸規定

研修事業実施上の諸規定は実施要領に定める。

1.3.3 研修の対象

薬局の薬剤師として、本研修申込み日時点で5年以上の勤務経験がある全ての薬剤師とする。研修受講者の募集は日本保険薬局協会のホームページに公開する。

1.3.4 実施要領の作成

実施要領の作成に当たっては、健康サポート薬局研修企画委員会の委員に教育、学術関係者が参画するものとし、研修内容およびその実施体制の客観性を保つ。

1.3.5 研修の事後評価体制

健康サポート薬局研修の実施後、健康サポート薬局研修企画委員会において研修内容の事後評価を行い、次回の研修計画にフィードバックする。事後評価として、受講生及び講師からの意見について年度ごとに健康サポート研修企画委員会にて

検討し、その内容に基づき、必要に応じて計画を立てて研修内容の見直しを図る。

1.3.6 受講者の意見聴取

健康サポート薬局研修の実施にあたっては、受講者へのアンケート等を行い、受講者の感想、クレーム等の意見を聴取し、健康サポート薬局研修企画委員会で評価、検討する。技能習得型研修に関するアンケートは集合研修終了時、その場で紙面にて実施し、知識習得型研修においては全ての研修を修了した後、web上にて実施することとする。なお、集計は当該年度末までに開催する健康サポート薬局研修企画委員会検討時までに行うこととする。

1.3.7 記録の保存及び開示等

健康サポート薬局研修に使用するテキスト、教材は電子データとして保管する。e-ラーニングの受講記録は、受講者毎に、受講終了日等の受講履歴を電子データとして記録する。技能習得型研修の集合研修受講記録は、受講者毎に、受講日、受講した地域包括ケア研修の都道府県名等を記録し、開催会場ごとに成果物であるワークシート、レポート等はスキャンニング又は撮影を行い電子データとして保管する。受講者へのアンケート結果は、集計結果を電子データとして保管する。受講者の受講記録や受講者の登録情報は、受講者毎に作成される（受講者）マイページで管理され、ウェブを通じ、受講者は自身のID、パスワードで記録を閲覧することができる。なお、研修修了者リストは当協会ホームページ上に開示することとする。電子データは、日本保険薬局協会のサーバーに、日本保険薬局協会の他の業務と区別して保管する。

1.3.8 共同運営

該当なし。

2. 研修内容

2.1 研修制度の実施内容

2.1.1 研修項目（別紙健康サポート薬局カリキュラム一覧を参照）

- ・健康サポート薬局の基本理念
- ・薬局利用者の状態把握と対応
- ・地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
- ・地域住民の健康維持・増進
- ・要指導医薬品等概説
- ・健康食品、食品

- ・禁煙支援
- ・認知症対策
- ・感染対策
- ・衛生用品、介護用品等
- ・薬物乱用防止
- ・公衆衛生
- ・地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例
- ・コミュニケーション力の向上

2.1.2 学ぶべき事項（別紙健康サポート薬局カリキュラム一覧を参照）

- ・健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等）
- ・健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習
- ・薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習
- ・薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習
- ・地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状
- ・地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を發揮するための各職種・機関との連携に関する演習
- ・健康増進施策の概要（健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等）
- ・健康診断の概要（がん検診、特定健康診断を含む。）
- ・健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等）
- ・薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定
- ・要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等
- ・薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等）
- ・要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDAメディナビ等）
- ・特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要
- ・健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用
- ・健康食品の最新情報
- ・健康食品に関する適正使用と情報提供
- ・健康食品、食品の情報収集・評価の手法
- ・喫煙の健康影響（症状、疾患等）

- ・ 薬剤師が行う禁煙支援の方法
- ・ 禁煙の薬物治療
- ・ 認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割
- ・ 認知症の早期発見、早期対応に関する薬剤師の取組
- ・ 認知症の薬物治療
- ・ 標準予防策の概要
- ・ 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法
- ・ 流行している感染症情報の収集方法
- ・ 代表的な予防接種の意義と方法
- ・ 代表的な消毒薬の使用法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）
- ・ 衛生材料、介護用品の製品知識、取扱い方法
- ・ 衛生材料、介護用品に関する情報収集の方法
- ・ 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法
- ・ 依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響
- ・ 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関する法律の規定
- ・ 薬物等の依存、乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割
- ・ 地域における精神、福祉、保健センターの役割
- ・ 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響
- ・ 誤飲や誤食による中毒の対応
- ・ 学校薬剤師の位置づけと業務
- ・ 食中毒の原因となる細菌、ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法
- ・ 地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策、制度、背景等）
- ・ 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状
- ・ 来局者への対応、相談対応等の接遇

2.1.3 研修の形態

技能習得型研修は、講義および演習により行うものとする。演習は、スモールグループディスカッションなど受講者の参加型演習とする。技能習得型研修Ⅲは、受講者を地域ごとにグループ分けを行い実施する。知識習得型研修は、講義又はeラーニングにより行う。技能習得型研修及び知識習得型研修の運営に関する責任体制を明確にするとともに、集合研修を行う際には会場ごとに責任者を置き、研修現場における監督体制を整備する。

2.1.4 達成目標（別紙健康サポート薬局研修カリキュラム一覧を参照）

- ・健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。
- ・健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。
- ・薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。
- ・薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。
- ・薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
- ・相談対応後のフォローアップができる
- ・地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。
- ・地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。
- ・健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- ・健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。
- ・要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供、指導できる。
- ・要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。
- ・薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
- ・新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。

- ・健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康食品、食品の情報収集、評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。
- ・喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁煙補助剤の適正使用等）を行うことができる。
- ・認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。
- ・認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- ・認知症の薬物治療について理解し、実践できる。
- ・標準予防策を実践できる。
- ・流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・代表的な消毒薬の使用法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・衛生材料、護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供、指導できる。
- ・ニーズの高い衛生材料、介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・衛生材料、介護用品を必要とする薬局利用者に対し、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。
- ・依存性のある薬物等やその規制について説明することができる
- ・薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- ・日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。
- ・日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。
- ・学校薬剤師の役割と活動を説明できる。
- ・食中毒の原因となる細菌、ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法につ

いて、住民の目線でわかりやすく説明できる。

- ・地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。

- ・地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。

- ・薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。

2.1.5 到達度評価

受講者の到達度を測定にあたっては、技能習得型研修では、成果物をもって到達度を評価する。知識習得型研修では、試験形式で到達度の評価を行うものとし、誤答の項目については正答になるようテキスト等の確認誘導を行い、到達度を確実なものとする。

2.1.6 研修時間

技能習得型研修研修は8時間、知識習得型研修は22時間の研修を行う。

研修項目毎の研修時間は、健康サポート薬局カリキュラム一覧に詳細を記載する。

2.1.7 テキスト、教材等

各研修項目毎に、研修テキストを作成する。演習形式で実施する、技能習得型研修、講義形式で実施する知識習得型研修では、研修時に研修テキストを受講者に配布する。eラーニング形式で実施する知識習得型研修に関しては、eラーニング受講用ホームページ等で、研修テキストを閲覧、印刷できるようにする。

2.1.8 研修の実施場所、環境条件

研修の実施場所は、受講者数に合わせて、環境、設備等を考慮し、健康サポート薬局研修運営事務局、健康サポート薬局研修企画委員会において選定する。

2.1.9 講師の選定

研修の講師は、講師の専門的知識、経験を考慮して、健康サポート薬局研修運営事務局、健康サポート薬局研修企画委員会にて選定する。

3. 研修修了証

3.1 研修修了証の発行体制

3.1.1 研修修了証の発行適否評価体制

健康サポート薬局研修運営事務局は、研修受講者が、全ての技能習得型研修および知識習得型研修を修了した事を確認し、研修修了証を発行する。

3.1.2 研修受講記録の方法

研修受講者氏名、薬剤師名簿登録番号、生年月日、研修受講会場、研修受講項目、研修受講日、地域包括ケア研修受講都道府県名、研修登録番号を電子媒体等に記録保存する。研修記録の保存期間は研修終了後 10 年間とする。

3.1.3 その他の修了の条件

本研修は、薬局での勤務経験が 5 年間以上あるすべての薬剤師を対象とし、特定の団体に所属すること等を求めない。

3.1.4 修了証等に関する経費

研修修了者は、研修修了証の発行、記録管理に関し、別途規定する手数料を支払う。なお、3.1.5 に定める再履修にかかる費用についても同様とする。その内容については日本保険薬局協会のホームページで公開するとともに、変更があった場合は速やかに開示することとする。

3.1.5 研修修了証の有効期限、再履修の規定

研修修了証は、研修終了から 6 年間に限り有効なものとし、有効期限の 2 年前から有効期限の間に研修を再履修、修了した場合には、研修修了証の有効期限を 6 年間延長できる。再履修の必修研修項目は、技能習得型研修の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」とするが、その他の研修内容についても、再履修することが望ましい。研修修了証の有効期限が延長された場合は、延長された有効期限が記載された、研修修了証を発行する。なお、修了を受けた地域包括ケア都道府県外への勤務地に変更があった場合、受講者は当協会へその事実を報告し、当該地域における「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」におけるワークシートを提出することとし、その内容を健康サポート薬局研修企画委員会にて相応しい内容であるものであることを確認後、当該都道府県地域包括ケアに係る研修修了者として記録追加を行うこととする。

3.1.6 研修修了証の記載事項

研修修了証には、研修修了者の氏名、薬剤師名簿登録番号、研修修了登録番号、生年月日、研修実施機関名、研修修了証の発行日、研修修了証の有効期限、「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」の研修受講都道府県名を記載する。研修修了証を再発行した場合は、最初の研修修了証の発行日、再発行日を

記載する。

3.1.7 研修修了取消し条件

研修会への参加申し込み、研修会への参加、e-ラーニングの受講等において不正行為があった場合や、薬剤師の資格を失った者、薬事に関し犯罪または不正な行為があった者、薬剤師として不適正な行為があった者等は、研修修了証の発行を取り消す。なお、研修修了取り消し条件に該当すると判断された場合、必要に応じて当該薬剤師へ事情聴取を行い、弁明の機会を与えることとする。事情聴取の内容、弁明の内容を健康サポート研修企画委員会で検証し、取り消しの適切性を担保する。

平成 28 年 7 月 19 日制定

(見本)

修了証

日本 花子殿

1984年1月1日生

研修登録番号 第000001号

地域包括ケア研修都道府県名 東京都

薬剤師名簿登録番号 第123456号

貴殿はこの度、健康サポート薬局研修実施機関
である日本保険薬局協会の「健康サポート薬局研
修」を修了したことを証する

2016年9月17日

研修修了証 有効期限

2022年9月16日

一般社団法人 日本保険薬局協会

会長 中村 勝

<http://www.nippon-pa.org/>